

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。

外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。

具体的な支障事例

児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているなか、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としているとおおり、さらなる充実が求められている。

しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。

整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。

実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所における外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしても食の安全性等の観点から特段の影響は想定されない。なお、これを認めるに当たっては、食の安全性や食育の観点に配慮することや、障害特性に応じた食形態に配慮すること、他の教育機関等への搬入実績のある業者であること等を搬入業者の要件とすることで、従うべき基準を見直しても担保することが可能と考えられる。

食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎市

○本自治体内における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入しているセンターは複数あるが、調理施設は基準上必要とされているため、センター内には設置している状況である。給食の外部搬入は、支援に支障をきたしていないことから可能であり、児童発達支援センターの設置促進方策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を有することを前提として運用されている設備基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。

○第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターを各市町若しくは圏域で1箇所設置することとされているが、自園調理のハードルが高く、新たに設置することが難しい状況である。保育所等と同様な要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。

○児童福祉法改正に伴う障がい児福祉計画に係る基本指針において、国では、地域の中核的な位置づけとして児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする、とされているが、道内（政令市を除く）14箇所、178市町村中7市2町の設置となっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定も受け、地域支援を行っている児童発達支援事業所もあるが、センターの施設基準に必要な調理室の確保が問題となり、児童発達支援センターの指定を受けられていない。

各府省からの第1次回答

障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。

なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り違え」という命にかかわるような重大な事案も生じている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

具体的な支障事例

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。

- ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。
- ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、神奈川県、高知県

○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほ

か、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。

各府省からの第1次回答

○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。

○家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。

○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。

○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。

○本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○8/5実施のヒアリングでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な点で「食育」を実践してきている。

離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。

アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理員に、栄養士や調理師免許などの要件はなく、かつ、調理について検査する体制は規定されていない。調理員を雇用した保育職員にとっては栄養等の専門的なチェックが難しい状況でもあることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、日常的に特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制があり、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所が、年2回栄養報告を提出させ、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)

厚生労働省が特例として認める外部搬入先についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届出が行われており、提案した民間事業者についても「きめ細かな対応や援助が可能な施設」に十分に該当すると考える。

○多くの家庭的保育者が自宅で開業している現状において、ちょうど散歩で家を空ける時間に、家族以外の調理員を一人家に残して昼食の準備をしなければならない点、家庭的保育事業実施場所での調理設備で、認可保育園と同等の衛生管理や栄養管理を行うとすると、家庭的保育者の負担が著しく増大する点などから、自園調理を全ての家庭的保育者が行えるわけではない。

そこで、連携施設からの搬入について考えると、特に多数の家庭的保育者がいる自治体においては、提供する対象児童が少人数(3名から5名)かつ多数か所(最大55か所)であるため、調理や運搬のコストが大きく、連携施設側の職員の体制作りが困難であり、かつ各家庭的保育者と連携施設の設定も困難な調整が伴う。このような現状において連携施設を設定することは、最大限の努力をしてもなお、きめ細やかな配慮をどこまで確保できるか疑問である。

安全性の確保・配慮とのことであるが、調理済み食品の搬送のノウハウのない連携施設と地域型保育事業者が、食事の搬入を行うことを考えると、最大限の努力をしてもなお、安全性の確保ができるかは疑問である。この点において、一定の基準を満たした、実績のある専門の民間事業者と契約を締結したうえでの食事搬入を選択肢に入れることは、栄養面や衛生面から、主旨に反しないと考える。

搬入施設について緩和が認められないのであれば、具体的な支障事例に挙げた人材の確保に、必要かつ十分な経費を公定価格に盛り込むことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

○本市における事例として、とある民間給食施設はH12 から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内 14 幼稚園等に年間約 19 万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800 人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。

○本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。

○食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わることができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。

○このため、どういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえ、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できる制度の構築を希望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。

○ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。

○連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

○食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所等での食事提供においては

- ・一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたたり、障害のある子どもにはのみこみやすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う

- ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気がかかったり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整える

ことが必要である。

○このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものでも鑑みて、職員が子どもに直接的に関わることができ、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して公定価格を設定している。外部搬入については、

- ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、

- ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。

○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、

- ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること

- ・調理員の確保に向けた調整が必要であること

・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること
・アレルギー児対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること
等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

具体的な支障事例

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。

- ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。
- ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、神奈川県、高知県

○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほ

か、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。

各府省からの第1次回答

○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。

○家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。

○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。

○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。

○本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○8/5実施のヒアリングでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な点で「食育」を実践してきている。

離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。

アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理員に、栄養士や調理師免許などの要件はなく、かつ、調理について検査する体制は規定されていない。調理員を雇用した保育職員にとっては栄養等の専門的なチェックが難しい状況でもあることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、日常的に特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制があり、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所が、年2回栄養報告を提出させ、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)

厚生労働省が特例として認める外部搬入先についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届出が行われており、提案した民間事業者についても「きめ細かな対応や援助が可能な施設」に十分に該当すると考える。

○多くの家庭的保育者が自宅で開業している現状において、ちょうど散歩で家を空ける時間に、家族以外の調理員を一人家に残して昼食の準備をしなければならない点、家庭的保育事業実施場所での調理設備で、認可保育園と同等の衛生管理や栄養管理を行うとすると、家庭的保育者の負担が著しく増大する点などから、自園調理を全ての家庭的保育者が行えるわけではない。

そこで、連携施設からの搬入について考えると、特に多数の家庭的保育者がいる自治体においては、提供する対象児童が少人数(3名から5名)かつ多数か所(最大55か所)であるため、調理や運搬のコストが大きく、連携施設側の職員の体制作りが困難であり、かつ各家庭的保育者と連携施設の設定も困難な調整が伴う。このような現状において連携施設を設定することは、最大限の努力をしてもなお、きめ細やかな配慮をどこまで確保できるか疑問である。

安全性の確保・配慮とのことであるが、調理済み食品の搬送のノウハウのない連携施設と地域型保育事業者が、食事の搬入を行うことを考えると、最大限の努力をしてもなお、安全性の確保ができるかは疑問である。この点において、一定の基準を満たした、実績のある専門の民間事業者と契約を締結したうえでの食事搬入を選択肢に入れることは、栄養面や衛生面から、主旨に反しないと考える。

搬入施設について緩和が認められないのであれば、具体的な支障事例に挙げた人材の確保に、必要かつ十分な経費を公定価格に盛り込むことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

○本市における事例として、とある民間給食施設はH12 から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内 14 幼稚園等に年間約 19 万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800 人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。

○本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。

○食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わることはできないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。

○このため、こういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はこういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえ、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できる制度の構築を希望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。

○ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。

○連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

○食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所等での食事提供においては

- ・一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたり、障害のある子どもにはのみこみやすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う

- ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気やわかったり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整えることが必要である。

○このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものでも鑑みて、職員が子どもに直接的に関わることができ、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して公定価格を設定している。外部搬入については、

- ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、
- ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。

○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、

- ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること

・調理員の確保に向けた調整が必要であること
・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること
・アレルギー児対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること

等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(5)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	319	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。
 保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。
 現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。
 現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。
 アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイドライン等の周知・徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした食育の推進、運営の合理化等の観点から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の外部搬入を認めるよう求める。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(1) 児童福祉法(昭22法164)

(ii) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。

・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	518	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
 3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。
 本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。
 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められていないために、調理室の整備が必要となり、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、喫緊の課題である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【厚生労働省】

(1) 児童福祉法(昭22法164)

(ii) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準について

は、次のとおりとする。

・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	519	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

また、公立保育所の場合は、自市町村の学校給食センター等により外部搬入を行うことから、自市町村の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、私立保育所ではなおさら解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。

これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。

○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。

○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管)

(ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。

・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。

・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

(iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	519	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定子ども園における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認定子ども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定子ども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
幼稚園から認定子ども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定子ども園化に踏み切れないという現状がある。
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定子ども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。
特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。
国として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。
28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。
また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】
子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容